



2026年1月21日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎  
(コード番号：6035、東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 藤 原 豊  
(TEL. 03-3519-6750)

**(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟(控訴審)の棄却判決(勝訴)に関するお知らせ**

当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパン（以下、「当社子会社」といいます。）は、2025年7月18日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の棄却判決(勝訴)に関するお知らせ」にて開示のとおり、2023年10月5日付でアジア開発キャピタル株式会社（以下、「ADC社」といいます。）及びアジアンベストメントファンド株式会社（以下、「AIF社」とい、以下ADC社及びAIF社を総称して「ADC社ら」といいます。）から提起された訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）において、ADC社らの請求を棄却する旨の判決（以下、「第一審判決」といいます。）を東京地方裁判所より言い渡されました。その後、2025年9月3日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示のとおり、ADC社らは本件訴訟について東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所は、再び、当社子会社の主張を全面的に認め、ADC社らの請求を棄却する判決（以下、「控訴審判決」といいます。）を下しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

**1. 訴訟の原因及び控訴審判決に至った経緯**

ADC社らは、当社子会社がADC社らの機密情報を入手・を利用してADC社らに損害を与えたとの理由により2023年10月5日付で本件訴訟を提起し、2025年7月18日に第一審判決の言い渡しを受けていたところ、第一審判決の全部に不服があることを理由に2025年8月4日付で東京高等裁判所に控訴を提起したものです。

**2. 判決のあった裁判所及び年月日**

- (1) 裁判所 東京高等裁判所第20民事部  
(2) 年月日 2026年1月21日

**3. 判決の主文**

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。  
(2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

なお、本件訴訟では、①当社子会社は、ADC社らに対し、各注意義務((i)TKS(株式会社東京機械製作所)のコンサルタント業務を行わないという義務、(ii)ADC社らから開示を受けた情報等を他の目的に利用しない義務、(iii)かかる情報等を利用するなどしてADC社らの信用を毀損しない義務)を負うか否か、②当社子会社が上記各注意義務に違反したかが主な争点とされておりましたが、控訴審判決は、争点①について、控訴審におけるADC社らの補充主張を踏まえても当

当子会社が上記各注意義務負うことないと認定し、第一審判決は相当であると判示しました。これは、当子会社の主張を全面的に認めるもので、ADC 社らの請求を完全に排斥するものであります。

#### 4. 本件訴訟の内容

##### ADC 社らの概要

- (1) 名称 アジア開発キャピタル株式会社
- (2) 本店所在地 東京都江東区三好四丁目 6 番 17 号
- (3) 訴訟における代表者 アンセムウォンシュウセン

- (1) 名称 アジAINベストメントファンド株式会社
- (2) 本店所在地 東京都港区赤坂九丁目 7 番 2
- (3) 訴訟における代表者 アンセムウォンシュウセン

##### 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容：損害賠償請求事件
- (2) 請求金額：16 億 7,512 万 9,876 円 (ADC 社 5,000 万円、AIF 社 16 億 2,512 万 9,876 円)

#### 5. 今後の見通し

控訴審判決においても、当子会社の主張が全面的に認められ、ADC 社らの請求が完全に棄却される判決が下されたことから、当社及び当子会社といたしましては、本件訴訟全体を通じて裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。なお、控訴審判決が当社の業績に与える影響はありません。

今後、改めて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上